

「アミスルブロム」、「ジエトフェンカルブ」、「シメコナゾール」、「バリダマイシン」、「プロチオホス」、「メタアルデヒド」及び「シフェノトリン」の食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づく食品健康影響評価について

令和 4 年 7 月
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の食品中の残留基準については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において定められている。今般、下記の農薬等の残留基準を設定するに当たって、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価を依頼する農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会から食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記について、農薬等としての食品中の残留基準を設定等することとしている。

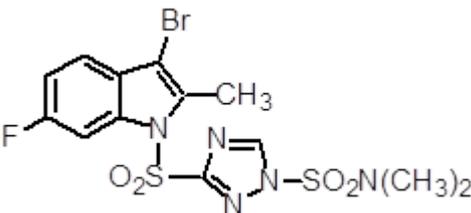
1. アミスルブロム（農薬）
2. ジエトフェンカルブ（農薬）
3. シメコナゾール（農薬）
4. バリダマイシン（農薬）
5. プロチオホス（農薬）
6. メタアルデヒド（農薬）
7. シフェノトリン（動物用医薬品）

アミスルブロム

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和3年3月17日に通知された、農林水産省からの追加資料の提出に伴う畜産物への基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	アミスルブロム (Amisulbrom)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	スルファモイルトリアゾール骨格を有する殺菌剤である。卵菌類のミトコンドリア内膜の電子伝達系複合体ⅢのQ _i サイトを阻害することで殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: トマト、ぶどう等 今回、畜産物の追加資料提出 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: ぶどう、トマト等 カナダ: ぶどう、トマト等 EU: ぶどう、トマト等 豪州: ぶどう、ばれいしょ等 ニュージーランド: あぶらな科野菜
食品安全委員会での評価等	【1】 平成18年 4月 3日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年10月25日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成21年 1月20日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年 9月10日 食品健康影響評価結果 受理 【3】 平成23年10月 6日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年 6月21日 食品健康影響評価結果 受理 【4】 平成27年 1月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年 6月30日 食品健康影響評価結果 受理 【5】 平成29年 6月15日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成29年 8月22日 食品健康影響評価結果 受理 【6】 平成30年12月12日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	

	平成31年 2月 5日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.1 mg/kg 体重/日 ARfD = 設定の必要なし
--	---

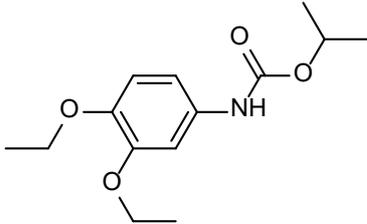
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ジエトフェンカルブ

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和3年9月15日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ジエトフェンカルブ (Diethofencarb)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	N-フェニルカルバメート系殺菌剤であり、ベンズイミダゾール系殺菌剤耐性菌に高い抗菌作用を示す。紡錘糸に結合し、細胞分裂を阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: なす、トマト等 今回、豆類及び非結球レタスへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: バナナ カナダ: バナナ EU: りんご、にんじん等 豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成24年 8月21日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年 1月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年 5月12日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成31年 4月17日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和元年 7月30日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.42 mg/kg 体重/日 ARfD = 2 mg/kg 体重	

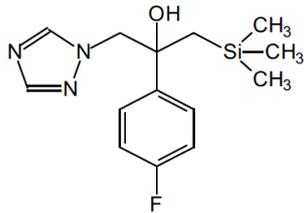
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

シメコナゾール

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和4年7月1日に通知された、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大申請**」に伴う基準値設定及び「**畜産物**」への基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	シメコナゾール(Simeconazole)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	トリアゾール系の殺菌剤である。菌類の細胞膜成分であるエルゴステロールの生合成系において、ラノステロールのC14位脱メチル化を阻害することで作用すると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: りんご、かぼちゃ等 今回、稲への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成19年 2月 5日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年 6月 5日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年 8月23日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成20年10月 7日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年 3月12日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】平成23年 3月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年 2月 9日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【4】平成24年 7月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年11月12日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【5】平成27年10月 9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成28年 2月23日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【6】平成30年 4月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成30年 5月22日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.0085 mg/kg 体重/日</p> <p style="text-align: center;">ARfD = 0.2 mg/kg 体重(国民全体の集団)</p> <p style="text-align: center;">ARfD = 0.09 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)</p>	

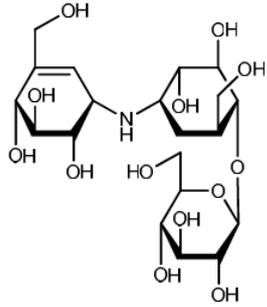
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

バリダマイシン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和3年9月15日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	バリダマイシン (Validamycin)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	グリコシド系の殺菌剤である。菌体内の貯蔵糖トレハロースの分解酵素トレハラーゼの活性を阻害することにより、殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: ばれいしょ、きゅうり等 今回、こんにゃく、チンゲンサイ等への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】	平成28年 3月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 2年 9月29日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.36 mg/kg 体重/日 ARfD = 3.2 mg/kg 体重

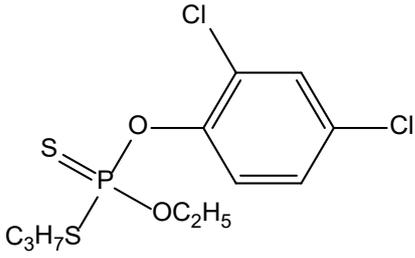
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

プロチオホス

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和2年12月18日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和4年4月25日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定及び畜産物への基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	プロチオホス (Prothiofos)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	有機リン系の殺虫剤である。経口又は接触により害虫体内に取り込まれ、アセチルコリンエステラーゼ活性を阻害することにより殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: みかん、キャベツ等 今回、にんじん、にら等への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	豪州: バナナ、なし等 ニュージーランド: ぶどう及び仁果類 米国、カナダ、EU: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成25年 6月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成30年 5月17日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成30年10月23日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.0027 mg/kg 体重/日 ARfD = 0.05 mg/kg 体重	

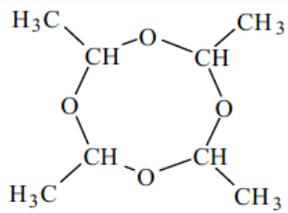
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

メタアルデヒド

1. 今回の諮問の経緯

- 令和3年9月15日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定及び畜産物への基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	メタアルデヒド (Metaldehyde)	
構造式		
用途	殺虫剤(軟体動物駆除剤)	
作用機構	ナメクジ類、カタツムリ類及び淡水性リンゴガイ科巻貝の経口吸収及び腹足部からの接触吸収により、麻痺を誘発するとともに粘液分泌を促し収縮させることで、殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: レタス、いちご等 今回、セルリー、アスパラガス等への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: 小麦、レタス等 カナダ: トマト、いちご等 EU: りんご、ばれいしょ等 豪州: 茶、果実类等 ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成15年12月25日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年 7月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年 7月19日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成20年12月 9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年 2月 5日 食品健康影響評価結果 受理 【3】 平成22年 9月 9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年 6月23日 食品健康影響評価結果 受理 【4】 平成25年 6月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年12月 2日 食品健康影響評価結果 受理 【5】 平成28年 7月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成29年 2月14日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.022 mg/kg 体重/日 ARfD = 0.3 mg/kg 体重	

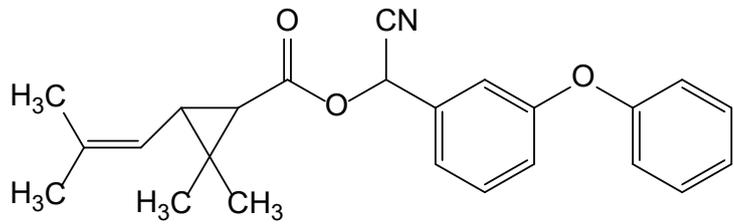
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

シフェノトリン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和4年7月13日、農林水産省から「**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく動物用医薬品の承認**」に係る意見聴取を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	シフェノトリン (Cyphenothrin)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ピレスロイド系の殺虫剤である。昆虫の神経細胞膜のナトリウムチャンネルに作用して持続的に脱分極を生じさせ、神経機能を攪乱することにより殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	【動物用医薬品】 承認されていない。 今回、豚舎への承認申請	
国際機関、海外での状況	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、豪州、EU、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【アミスルブロム】

- ・家畜代謝試験
- ・家畜残留試験

【ジエトフェンカルブ】

- ・作物残留試験

【シメコナゾール】

- ・作物残留試験
- ・家畜代謝試験
- ・家畜残留試験

【バリダマイシン】

- ・作物残留試験

【プロチオホス】

- ・作物残留試験
- ・家畜代謝試験
- ・家畜残留試験

【メタアルデヒド】

- ・作物残留試験
- ・家畜代謝試験
- ・家畜残留試験